

八王子市立由木西小学校学校いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に対する基本方針

すべての教職員が、「いじめはどの子供にも、どの学校においても起こりえる、だれもが加害者にも被害者にもなり得る」という認識に立ち、教育委員会や家庭・地域と連携し、いじめ未然防止と早期発見・対応・解決の取り組みを徹底する。

2 主な取り組み

(1) 道徳教育等の充実

- ①教育活動全体、特に特別の教科 道徳を通し、自己を他者との関わりの中でとらえ、望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行う。
- ②コミュニケーション能力を高める活動や体験を重視した教育活動を推進する。
- ③代表委員会や学級における活動等、児童自身の主体的な参画によるいじめ問題への取り組みを継続的に行う。
- ④家庭や地域と連携して、思いやりの心や生命尊重の態度など、児童の豊かな心を育むための取り組みを推進する。

(2) 未然防止や早期発見のための措置

- ①「生活指導朝会」を週1回行い、児童の情報を全教職員で共有する。
- ②「いじめ問題対策委員会」（以下に構成員を明記）を週1回行くと共に、状況に応じて随時行い、迅速に対応する。必要に応じて基本方針の内容を見直す。
構成員：【校長・副校長・主幹教諭・生活指導主任・関係担任・養護教諭・スクールカウンセラー・学校いじめ対策委員会コーディネーター】
- ③「ふれあい月間」などを通じて、いじめ等に関する児童アンケートを年6回実施する。
- ④教職員の言動が、児童を傷つけたり他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、体罰防止チェックシートを活用して毎月1回自己点検し、指導の在り方に細心の注意を払い児童理解に努める。
- ⑤全児童の面接、各教室訪問、休み時間の相談室開放等、スクールカウンセラーによる相談活動の充実を図る。
- ⑥入学時や年度始めに児童・保護者、地域、関係機関等へ、基本方針の内容を説明する。
- ⑦いじめ防止に関する達成目標を学校評価の項目に設定し、取り組みの改善を図る。

(3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ①セーフティ教室・メディアリテラシー教室・GIGA ワークブック東京などを活用し、児童への情報モラルの指導を徹底すると共に、家庭へも協力を依頼する。
- ②学校非公式サイト等の有害情報の把握に努め、問題のある書き込みに対しては迅速な対応を図る。

3 いじめが発生した場合の重点対応

- (1) 教職員全員の共通理解を図り、保護者の協力、SC、SSW、教育委員会、子ども家庭支援センター、警察、児童相談所等と連携し対応する。
- (2) いじめの事実確認を徹底して行う。
- (3) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に伝え支援を行う。
- (4) いじめを行った児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に伝え助言を行う。
- (5) 「子ども見守りシート」等の提出があった場合、「いじめ対策委員会」を中心とし、ファイル（チェックリスト）を作成、事実確認と情報の共有、早期対応を図る。